

## 仕様書

### 1 件名

令和8年度コピー用紙の調達（単価契約）  
(四国行政評価支局及び四国総合通信局による共同調達)

### 2 仕様

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づく基本方針に定められたコピー用紙の判断の基準及び配慮事項(別紙参照)を満たすこと

### 3 予定数量、納入場所等

#### (1) 予定数量

規格	単位	予定数量	備考
A4判(2,500枚/箱)	箱	285	500枚/包
A3判(1,500枚/箱)	箱	33	500枚/包

(注) 予定数量は見込みであり、納入期間における最低発注数量を保証するものではない。

#### (2) 納入場所等

納入先	所在地	規格別予定数量(箱)		主管課室等
		A4判	A3判	
四国行政評価支局	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館6階	100 (2回/年)	7 (1回/年)	総務課会計係
愛媛行政監視行政 相談センター	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎4階	10 (1回/年)	1 (1回/年)	行政監視行政 相談課
高知行政監視行政 相談センター	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎2階	30 (2回/年)	0 (0回/年)	行政監視行政 相談課
四国総合通信局	松山市味酒町2-14-4	145 (3回/年)	25 (2回/年)	総務部総務課 財務室
合計	—	285	33	—

(注) 予定数量及び予定納入回数は見込みであり、納入期間における最低発注数量及び回数を保証するものではない。

### 4 納入期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 5 納入方法

- (1) 四国行政評価支局及び四国総合通信局の担当職員が依頼する都度納入する。  
搬入場所は、納入先の主管課室等の指示に従うものとする。
- (2) 納入は、特別な理由がない限り納入依頼を受けた日から10日以内(土日祝日及び年末年始の閉庁日を除く。)とする。

- (3) 納入日については、納入依頼をした主管課室等に事前に連絡する。
- (4) 納品書は、納品後 3 営業日以内に、6(3)の納入先の請求書送付先に提出する。

## 6 請求方法等

- (1) 請求は、月末締めの月単位とし、翌月の 10 日までに請求する。
- (2) 支払いは、納入後の後払い及び口座振込とする。
- (3) 納入先別の請求書の送付先は、下表のとおり。

納入先	請求書送付先
四国行政評価支局	四国行政評価支局 総務課会計係 〒760-0019
愛媛行政監視行政相談センター	香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 南館 6 階
高知行政監視行政相談センター	四国総合通信局 総務部総務課財務室 〒790-8795 愛媛県松山市味酒町 2-14-4
四国総合通信局	

## 7 その他

- (1) 紙質に起因する紙粉等を原因として使用機器に故障が発生し、又は発生すると認められるときは、機器の故障原因とならない紙質の製品に無料で差し替えること。なお、差し替えに係る全ての費用は納入業者が負担すること。
- (2) 納入に係る全ての費用は、納入業者が負担すること。
- (3) 本仕様に定めのない事項については、四国行政評価支局総務課会計係と協議の上、その指示に従うこと。

## 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）抜粋

### 2. 紙類

#### (1) 品目及び判断の基準等

##### 【情報用紙】

コピー用紙	<b>【判断の基準】</b>
	<p>①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p>
	<b>【配慮事項】</b>
	<p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- （備考） 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。
- ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
  - イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。
- また、「他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- 4 「総合評価値」とは備考5に示されるYの値をいう。
- 「指標値」とは、備考5に示される $x_1, x_2, x_3, x_4$ の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考5に示される $x_5, x_6$ の指標項目ごとの値をいう。
- 「評価値」とは、備考5の $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5$ について示される式により算出された数値をいう。
- 5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。
- $$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$\begin{aligned}
 y_1 &= x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100) \\
 y_2 &= x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30) \\
 y_3 &= 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30) \\
 y_4 &= -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75) \\
 y_5 &= -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)
 \end{aligned}$$

$Y$  及び  $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, X_1, X_2, X_3, X_4, X_5, X_6$  は次の数値を表す。

$Y$  (総合評価値) :  $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5$  の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

$y_1$  : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_2$  : 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_3$  : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_4$  : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_5$  : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$X_1$  : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

$X_2$  : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$X_2 = (\text{森林認証材パルプ}/\text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$

$X_3$  : 間伐材等パルプ利用割合 (%)

$X_3 = (\text{間伐材等パルプ}/\text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$

$X_4$  : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$X_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ}/\text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$

$X_5$  : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

$X_6$  : 坪量 (g/m<sup>2</sup>)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月）」に準拠して行うものとする。

10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。